

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 9 月 17 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

建物明渡等請求事件訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年5月31日

足立区長 近藤 弥生

建物明渡等請求事件訴訟に関する和解について

足立区は、区営住宅の使用料を滞納し、使用許可を取り消された相手方に対する建物明渡等請求事件訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

足立区中央本町在住者

2 和解の要旨

足立区は、相手方が平成25年5月24日に使用料の未収金750,800円と損害金334,916円の合計1,085,716円を支払ったため、区営住宅の使用継続を認める。